

まちづくり条例 Q & A

Q1 地区計画を目指す取り組みを自分たちだけで進めていき、結果をまとめることができるか不安なのですが…

市民のみなさんが行うまちづくりに対し、市はまちづくりに関する情報の提供や相談、専門家の派遣などを行います。まちづくりの活動の中で分からないことがある場合は、都市政策課までお問い合わせください。みなさんの状況に合った支援をしていきます。

Q2 これまでの開発事業指導要綱と条例における開発手続きの違いは何ですか？

まちづくり条例では、開発事業に関する情報を、市と市民が早期に得る仕組みを設けました。周囲に影響を与える開発事業については、計画の初期段階からより良いまちづくりに向けた市民と事業者の協議を行うこととなります。

また、条例の実効性を確保するため、是正命令や罰則規定を新たに定めるとともに、開発事業をめぐる紛争の予防と調整の仕組みとして、あっせん・調停の制度を設けました。

Q3 まちづくり条例はどのように策定したのですか？

平成16年12月、公募市民15人による市民会議を立ち上げ、市民の目線から条例に盛り込む項目や内容について提案をいただきました。

さらに、学識経験者5人による検討協議会を平成17年7月に設立し、意見や助言をいただき、市役所内の策定委員会に取りまとめられました。市議会にも検討委員会が設置され、多くの意見をもらいました。また、各

種団体との意見交換会や地域説明会を開くとともに、広く市民から意見を募集し、平成19年12月にまちづくり条例を制定しました。



活発な議論が行われた市民会議

まちづくり条例について詳しく知りたいときは

都市政策課、開発調整課にお問い合わせください。また、条例の詳細についてはホームページにも掲載していますのでご覧ください。

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/toshi-s/m-jyorei.htm

●都市政策課(4月1日から、まちづくり政策課に名称変更します)

☎23-1111 内線(2414) ☎23-9467

✉toshi-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

●開発調整課(4月1日から、開発指導課に名称変更します)

☎23-1111 内線(2433) ☎23-9467

✉chousei@city.hiratsuka.kanagawa.jp

平塚市まちづくり条例の構成

第1章 総則

目的(第1条)

市の魅力ある自然、歴史、文化、産業などの特性をいかした活力とにぎわいのあるまち、安心して住み続けることのできるまちを実現することを目的としています。

定義(第2条)

「市民」…市内に住んでいる方や在勤、在学の方、市内で事業を営む方、市内に土地又は建築物を所有する方など

「事業者」…開発事業を行おうとする事業者や開発事業を行う事業者などを定義しています。

まちづくりの基本理念(第3条)

- 平塚市のまちづくりは、
① 市民、事業者、市が相互の責任と信頼のもとに、協働して行わなければならない。
② 市民全体の幸福を実現し、次世代へと継承していくため、総合的・計画的に行わなければならない。
③ 公共の福祉を優先するとともに、人と自然との共生を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものとなるように行わなければならない。

責務(第4条～第6条)

市民・事業者・市が果たすべき責務を定めています。

第2章 まちづくり基本計画(第7条～第8条)

平塚市都市マスタープラン
平塚市緑の基本計画
平塚市都市景観基本計画



そのほかまちづくりに関し市長が必要と認めた計画

第3章 市民主体のまちづくり

- 地区まちづくり協議会の設立(第9条～第10条)
地区まちづくり協議会の設立・認定要件や、設立に至るまでの準備会などの登録に関する規定を定めています。
●地区まちづくり計画の策定・認定など(第11条～第13条)
まちづくり協議会が計画を策定し、その計画を具現化するための一連の仕組みを定めています。
●都市計画の提案や地区計画などの申し出制度に関する手続き(第14条～第20条)
都市計画法で定められている「都市計画提案制度」や「地区計画等の申し出制度」の活用を図るため、提案の方法や採否を決定するまでの手続きや仕組みを定めています。

第4章 市が発意するまちづくり

- 市が発意するまちづくり計画(第21条)
市がまちづくり計画や公共施設の整備計画などを策定する際、構想段階からの市民参加を求める規定を定めています。
●市が決定する都市計画への市民参加(第22条～第23条)
法が定める都市計画決定手続きに、都市計画の原案、案の作成手続き、決定手続きを定めています。

第5章 協議・調整のまちづくり

- 大規模土地取引行為の届け出(第24条)
用途の変更が伴う大規模な土地取引行為に際し、土地所有者の届出制度を設け、まちづくり基本計画に整合した土地利用などに協議・誘導する仕組みを定めています。
●開発事業の手続き(第25条～第47条)
住民への情報公開や協議・調整の手続き、開発事業への適合審査、市が事業者に対し承認書を交付することなどに関する一連の手続きや仕組みを定めています。
●開発事業の基準など(第48条～第55条)
道路、下水道、公園、消防施設などの公共施設の整備基準やごみステーション、駐輪場、駐車場などの公益的施設の整備基準などを定めています。
●開発事業にかかる紛争の予防・調整(第56条～第60条)
開発事業にかかる周辺住民と事業者との紛争を未然に防ぐ努力を事業者にも義務付けるとともに、紛争が発生した場合のあっせんや調停制度について定めています。

第6章 まちづくりの支援等

- まちづくりの支援(第61条)
市民の主体的なまちづくりに対して情報提供や相談、専門家の派遣などの支援策を定めています。
●表彰(第62条)
まちづくりに貢献した市民や事業者などを表彰することを定めています。

第7章 雑則

- 適用除外(第63条)
●地位の承継(第64条)
●工事の停止、中止の勧告(第65条)
●是正命令(第66条)
●立入検査(第67条)
●公表(第68条)
●委任(第69条)

第8章 罰則

- 罰則(第70条)
●両罰規定(第71条)



平成16年12月 まちづくり条例を考える集い

